

行方市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

行方市長



行方市条例第2号

行方市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

(行方市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 行方市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(平成17年行方市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

(行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第2条 行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(平成17年行方市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。